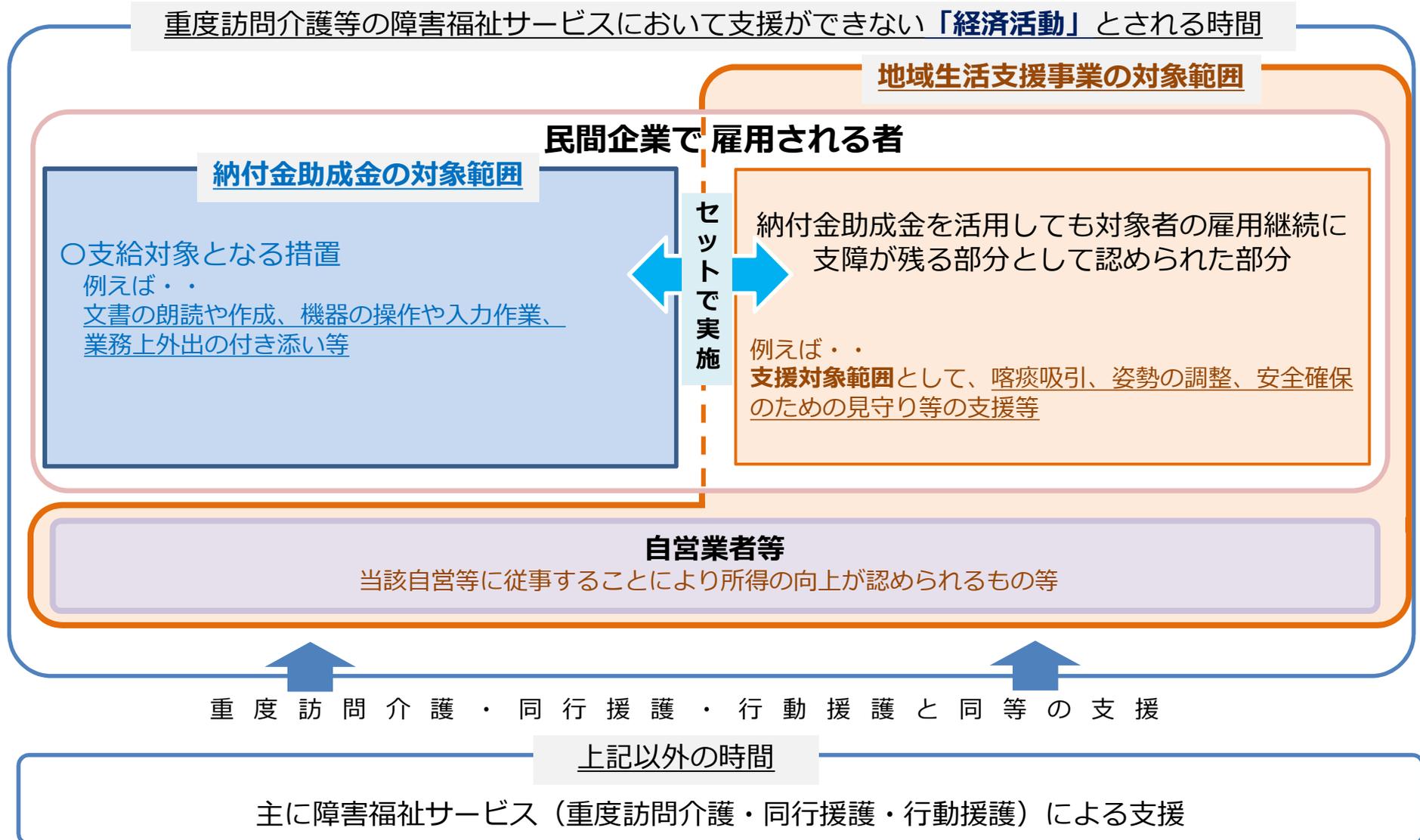


## 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援の考え方

本取組は、現行の障害福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）において「経済活動」を理由に当該サービスの利用ができない時間がある者について、当該利用できない時間に係る支援を就労支援の一環として、雇用施策と福祉施策の連携により実施するもの。



# 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

令和2年10月から、通勤や職場等における支援に取り組む意欲的な企業や自治体を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、次の取組を実施。

- 雇用する重度障害者等のために職場介助者・通勤援助者を委嘱（重度訪問介護等事業者に委嘱した場合に限る。）した企業に対し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、その費用の一部を助成（雇用施策：障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- 自営等や企業で働く重度障害者等に対して、市町村から重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施（福祉施策：地域生活支援促進事業）

## 雇用施策

- ① **重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金**（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- 助成対象・・・障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に係る費用
  - 助成率・・・4/5(中小事業主は9/10) ○ 限度額・・・障害者1人につき、月13.3万円まで（中小事業主は、月15万円まで）
  - 支給期間（上限）・・・開始から年度末
- ② **重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金**（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- 助成対象・・・障害者の通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱に係る費用
  - 助成率・・・4/5(中小事業主は9/10) ○ 限度額・・・障害者1人につき、月7.4万円まで（中小事業主は、月8.4万円まで）
  - 支給期間（上限）・・・3月間（～年度末）

## 福祉施策

- ③ **雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業**（地域生活支援促進事業）
- 企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援
  - 実施主体・・・市町村等（補助率：国 50/100、都道府県 25/100）

### 共通事項

#### <対象者>

- ・ 重度訪問介護
  - ・ 同行援護
  - ・ 行動援護
- の利用者

#### <支援体制>

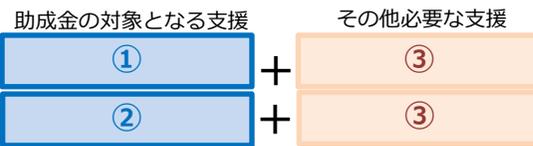
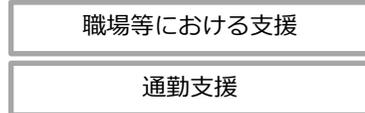
- ・ 重度訪問介護
  - ・ 同行援護
  - ・ 行動援護
- サービス事業者

#### <支援内容>

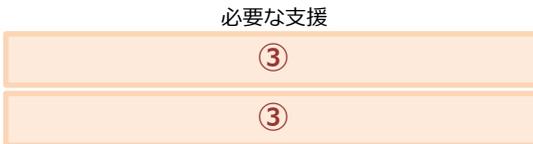
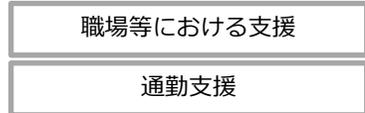
- ・ 重度障害者等が通勤や職場等において必要な支援の提供に係る支援

### <連携のイメージ>

#### A 民間企業で雇用されている者 ※ 1



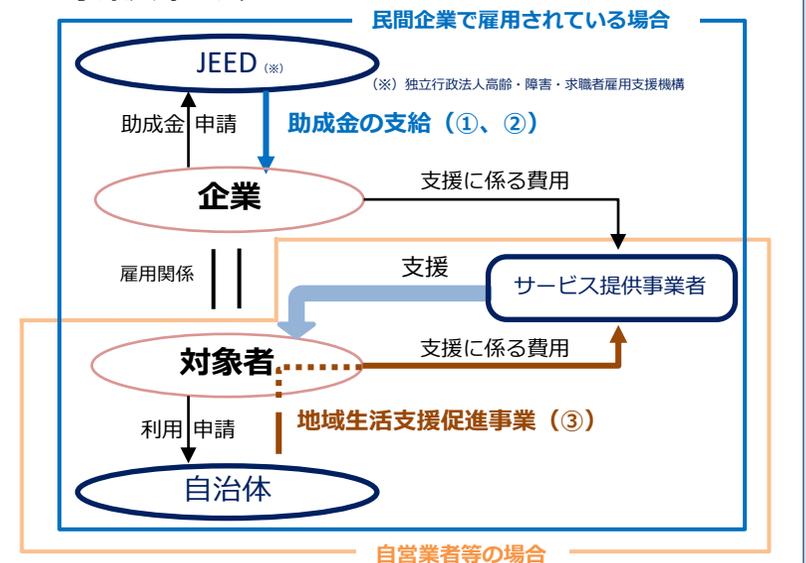
#### B 自営等で働く者 ※ 2



※ 1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援（3ヶ月まで）に加えて、③これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせ一体的に支援。

※ 2 自営業者等（Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者）であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、③通勤や職場等における支援について、地域生活支援促進事業により支援。

### <事業スキーム>



# 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 支援事例③

厚生労働省HPより抜粋

## 江戸川区（東京都）の事例

### 利用者の状況

障害種別	詳細	就業先	労働時間	勤務場所	業務内容	事業開始日
身体障害	脳性麻痺による上肢機能障害・体幹機能障害	社会福祉法人	8時間	会社内	WEB管理・広報事務	令和5年9月6日

### 事業の活用契機

#### 事業活用前の状況

本人は事務職として高齢者施設で就労しているが、特にトイレ介助に困っていた。同性の職員がトイレ介助をしているが、当該職員が外出している際にトイレ介助をできる職員がおらず、介助してもらうことに苦慮していた。

#### 事業を活用しようとしたきっかけ・経緯

今までは、事業所職員が本人の介助など行っていたが、職員も他に業務があったため、できれば本事業を活用し、本来業務に注力してもらいたいと採用している事業所から区に相談があった。また、本人からも、この事業を利用して、他の職員と対等に業務を行っていきたいとの希望があった。

### 事業を活用してみても

#### 市役所の職員による調整

①申請受理⇒②被雇用者はJEEDにて支援計画書作成⇒③支援の確定⇒④受給者証送付⇒⑤支援（トイレ・食事・業務の準備片付け）

利用開始

#### 利用開始してみても、よかったこと（本人談）

仕事中の自分への介護に対する心配ごとが解消し、業務に集中できるようになった。今まではみんなに介護を頼みづらかった。今は事業所に依頼することで一人の職員として働くことができている。